

船橋市立前原中学校 いじめ防止基本方針

【基本理念】

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。全ての生徒が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。これらの実現のためには、生徒自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすることが肝要であるとともに、生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。また、いじめの防止等の対策はいじめを受けた生徒やいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域及び関係機関が連携を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 いじめの防止等に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

本基本方針では、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおりいじめを定義する。

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの判断と留意点

いじめに該当するか否かの判断については、表面的・形式的に行うことがないように、特段の配慮をし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた生徒の立場に立ち、以下の項目に留意して判断することとする。

- ① いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ② 本人がいじめを否定する 경우가多々あることを踏まえる。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ④ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- ⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目して判断する。
- ⑥ インターネット上の悪口などで、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
- ⑦ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」へ情報共有する。
- ⑧ 生徒が行った行為が、いじめを意図して行った行為ではなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくても、その行為によって生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。
- ⑨ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ⑩ ⑨に挙げたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

【いじめの禁止】

- ・生徒は、いじめを行ってはならない。
- ・生徒は、「悪ふざけ」と称して複数人数もしくは一人で個人の心身を傷つけることを行ってはならない。
- ・生徒は、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び他の関係者との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する基本となる事項

(1) 未然防止のための取組

全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。いじめの未然防止のためには、生徒一人一人の心の成長を図るため、全ての教育活動を充実させ、いじめに向かわない態度・能力を育てていくとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培っていく。さらに、生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼関係を築く中で、授業や行事に主体的に参加、取り組むことができるよう、授業づくりや集団づくりを行っていく。生徒の変化や様子から内面を推し量り、教職員のいじめに関する認識を深め、いじめに対して真摯に向き合っていく姿勢をもつ。

<具体的取組の例>

ア 心の教育の充実

- ・いじめを題材とした指導を年間計画に位置付けるなどして、道徳や学級活動、学校行事等あらゆる教育活動を通して、思いやりや自他のわきまえ、生命・人権を大切にすることを育てる。

イ 互いに認め合う学級経営の充実

- ・全ての生徒が良さを発揮でき、互いに認め尊重しあえる集団を育てる。
- ・生徒が自ら考え行動する活動を大切に、規律と活気ある集団を育てる。
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。

ウ 生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業実践

- ・「自己存在感の感受を促進する」 ・「自己決定の場を提供する」
- ・「共感的な人間関係を育成する」 ・「安心・安全な風土の醸成」

エ 自分たちの問題として考えたり取り組んだりするための生徒会活動

- ・「いじめゼロ宣言」や「いじめ撲滅キャンペーン」などを通して、生徒自身がいじめ問題に対して主体的に取り組む意識を育て、いじめを許さない学校風土をつくる。

オ ささまざまな生徒の特性に配慮するための支援

- ・発達障害や性の多様性等に対する特性を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。

カ 情報モラル教育及び啓発活動の充実

- ・専門性の高い講師による講演会を行うなど情報モラル教育を計画的に実施する。
- ・インターネット等を使用させる場合の家庭内のルール作りや留意点等について生徒及び保護者への啓発活動を積極的に行う。

キ 教職員一人一人の鋭敏さを持った見守り

- ・表情や教職員に向ける視線、交友関係の変化やグループ内での様子、授業への取組状況や学校生活の活力の他、持ち物や掲示物の汚損等、視点を明確にして見守り、観察する。

(2) 早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めていく。早期発見のためには、日常的な関わりのなかでの観察やアンケート調査の実施、教育相談の充実が必要不可欠である。さらに、いじめを許さない風土づくりや生徒が発するSOSのサインを汲みとる仕組みづくりに学校全体で取り組むとともに、家庭との連携を図り、より多くの目で生徒を見守っていく。

<具体的取組の例>

ア 日常的な関わりのなかでの観察

- ・生活ノートを積極的に活用し、生徒の日々の変化を捉える。
- ・表情やしぐさなどに目を配り、気になる生徒にはこまめに声をかける。
- ・複数の目で早期にいじめを発見できるように、多くの教職員が意図的に生徒に関わる。

イ アンケート調査の実施

- ・アンケート調査は、直接いじめを訴えることのできない生徒にとって有効な手立てであり、年3回の実施とする。
- ・アンケート調査の結果については、必ず担任を含めた複数の教職員で分析を行い、必要に応じて迅速かつ適切に対応する。

ウ 教育相談活動の充実

- ・年2回を年間計画に位置付けるとともに、日頃からあらゆる機会を見つけ、教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を積極的に行い、生徒や保護者の相談やケアに応じる体制を整備する。

エ 相談窓口の周知徹底

- ・いじめについて生徒や保護者が相談できる相談機関の周知を確実にし、生徒及び保護者が気兼ねなく相談できる体制を整備する。
- ・いじめを訴えることは、「言いつける(チクる)」などではなく、生命と人権を守る行為であることを、生徒に根付くよう継続的に指導する。
- ・生徒のSOSのサインを汲みとる取組として、悩み相談箱等を設置する。

オ 家庭・地域との連携

- ・学校だより、学校ホームページ、保護者会等を通して、平素からいじめに対する学校の考え方や取組を周知し、協力を要請しておく。また、生徒の気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。
- ・各学校において、道徳科の授業を公開するなど、家庭や地域の理解を得ながら生徒の心の教育の充実を図る。

(3) 対処のための取組

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関とも連携の上、対処する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの

を含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

<具体的取組の例>

ア 組織的対応

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、必ず各学校で定められた手順で報告し、組織的な対応につなげる。
- ・いじめの態様によって、校外の関係機関との連携について検討し、学校だけで解決することに固執しないこと。

イ 丁寧な事実確認と方針の決定

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、周りにいた生徒も含めて多方面から情報収集し、事実関係を明確にしながら、いじめの全体像を把握した上で、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。

ウ いじめを受けた生徒への対応

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先に行う。
- ・安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた継続的な支援を行う。

エ いじめを行った生徒への対応

- ・丁寧に話を聴き取り、教育的配慮の下、毅然とした適切な指導を行う。
- ・いじめに至った要因や背景を把握し、その抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。

オ 周囲の生徒への対応

- ・いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆やいじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。

カ 保護者との連携

- ・いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。
- ・学校の支援方針・指導方針を伝えるとともに、学校と家庭が協力して問題の解決及び再発防止に向け取り組む。
- ・いじめ問題指導中及び解決後も、生徒の学校や家庭での様子を定期的に情報交換し、経過観察を行う。

キ 関係機関等との連携

- ・学校だけでは解決が困難な事案については、学校と教育委員会が連携し、迅速かつ的確に対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら個々の事案に対処する場合、警察は司法的立場から、児童相談所は福祉的立場から、医療機関は医療的立場から、それぞれに事案を捉えることに留意し、学校における支援や指導が一貫性をもって行えるよう、学校としての考え方をしっかり持って、連携を図っていく。
- ・PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなどして、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう連携を図る。

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシーの侵害等があった場合は、事実を明確にし、削除や関係機関に相談するなど、必要な措置を講ずる。

3 いじめ防止等に関する対応

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、また「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するために、校務分掌に「学校いじめ防止対策委員会」を位置づけ、下記の職員で構成する。(いじめの防止等の対策のための中核的組織である)

<構成員>	校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭
<活動>	年間2回の教育相談・年3回のいじめ調査の実施と結果の分析。 いじめ情報等の通報の窓口及び情報収集と記録、共有。また、関係のある生徒への事実関係の聴取・指導支援方針・体制・対応の決定と保護者との連携。
<開催>	月1～2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 重大事案への対処

1	いじめにより本校に在籍する等の生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2	いじめにより本校に在籍する等の生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・重大事案が発生した旨を、船橋市教育委員会及び関係機関等へ報告すると同時に、相互に連携しながら対処する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための関係生徒からの調査を実施する。調査結果についてはいじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、いじめられた生徒や情報提供を行った生徒を守ることを最優先とする。
- ・いじめられた生徒からの調査が不可能な場合は、保護者の要望や意見を十分に聴取し今後の調査について協議する。

(3) その他

- ・いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及び対応を適切に行うため学校評価等により自校の取組を適正に評価する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間続いている状態であり、継続的な調査や面談、指導を行う。
- ・いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒及び、その保護者に対し、心の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 年間計画

- ・毎週木曜日の主任会にていじめ防止対策についての会議を実施。
(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任)
- ・毎週火曜日に生活部会にていじめ防止対策についての会議を実施。
(生徒指導主事・養護教諭・SC・学年生活担当・不登校支援担当)

月	主な行事	いじめ防止に係わる取組
4	○始業式・入学式 ○2、3年保護者会 ○前期学級組織づくり ○家庭訪問 ○スマホ安全教室	○式典への参加を通し学校における所属感を味わう（入学式） ○学級における存在感を味わう（学級活動） ○好ましい人間関係づくり（学級活動） ○学習規範の確立（教科指導） ○目標を持った活動（部活動） ○保護者との連携（家庭訪問） ○ネットリテラシーについて学ぶ（ネット安全教室）
5	○部活動保護者会 ○生徒総会 ○1、2学年校外学習 ○3学年修学旅行 ○授業参観	○よりよい学校生活を考える（生徒総会・学級活動） ○学級や班の人間関係を深める（校外学習） ○友達の良さを知る（校外学習） ○学級や班の人間関係を深める（修学旅行） ○わかりやすい授業の工夫（授業参観） ○子どもの様子を保護者に知ってもらおう（授業参観）

6	◎教育相談 ◎いじめアンケート①	○生徒一人一人の悩みを聞く（教育相談） ○いじめについて実態調査を行う（アンケート調査）
7	○壮行会 ◎夏季休業前の全校集会 ○1、2年保護者会 ○3年三者面談	○頑張っている人をみんなで応援する（壮行会） ○いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる（全校集会） ○保護者との連携（保護者会） ○保護者と協力して生徒の成長を支援する（三者面談）
8	○夏季休業	○目標を持った活動（部活動）
9	○行事に向けた取組	○行事を通して学級での有用感を味わう（体育祭・合唱祭）
10	○後期学級組織づくり ○体育祭・合唱祭	○学級における存在感を味わう（学級活動） ○行事を通して学級での有用感を味わう（体育祭・合唱祭）
11	○授業参観 ○2学年職業講演会 ○三者面談 ○薬物乱用防止教室	○子どもの様子を保護者に知ってもらう（授業参観） ○働く人の喜びや苦勞を知る（職業講演会） ○保護者と協力して生徒の成長を支援する（三者面談）
12	◎道徳集会 ○学校評価の実施 ◎冬季休業前の全校集会 ◎教育相談 ◎いじめアンケート②	○命の尊さを考える（道徳集会） ○教育活動について振り返る（学校評価の実施） ○いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる（全校集会） ○生徒一人一人の悩みを聞く（教育相談） ○いじめについて実態調査を行う（アンケート調査）
1	○学校評価の検討	○職員で教育活動を振り返る（学校評価の検討）
2	◎いじめアンケート③ ○今年度の反省 ○来年度の方針の検討	○いじめについて実態調査を行う（アンケート調査） ○職員の組織で今年度の教育活動を振り返り、来年度に向けての課題を確認する（今年度の反省・来年度の方針の検討）
3	○3年生を送る会 ○卒業式 ○1、2年保護者会 ○修了式	○3年生のために活動し、存在感を味わう（3年生を送る会） ○式典への参加を通し学校における所属感を味わう（卒業式） ○保護者との連携（保護者会） ○進級に向けての心がまえをつくる（修了式）

5 いじめ相談・通報連絡先

船橋市立前原中学校 〒274-0826 船橋市中野木2-33-1 電話 047(478)6831 FAX 047(478)6832
--